

「いばらき電子申請・届出サービス（以下「電子申請」という。）」により認定特定行為業務従事者認定証を新規申請する場合の手続きについて

1. 電子申請 URL

[https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=12960](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12960)

2. 手続方法

- ①上記 URL を選択し、電子申請を行ってください。
- ②申請を受付したらメールをお送りしますので、5日以内に必要書類を郵送してください。

<必要書類>

- 1) 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（様式5-1）
- 2) 住民票（コピー不可）
- 3) 社会福祉士法及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号に規定に該当していない旨の誓約書（様式5-3）
- 4) 介護職員等たん吸引等実施研修事業の修了証の写し
- 5) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）

※経過措置の認定証をお持ちの方のみ提出。認定証を紛失された方は、再交付申請書（様式8）を提出してください。

- ③概ね1ヶ月以内に当課から郵送で認定証交付を行います。

3. 注意事項

- ①電子申請受付後1ヶ月を経過しても、必要書類が郵送で届かない場合、電子申請受付は、無効となります。
- ②電子申請は、法人のみの受付となります。